最終更新日：2021年12月27日
株式会社バナーズ
代表取締役　小林　由佳
問合せ先：048-523-2018
証券コード：3011
http://www.banners.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、法令遵守と透明性の高い経営によって株主価値を高めることを経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながらコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

（補充原則1-2-4）
当社の株主における機関投資家や海外投資家等の比率は極めて低いため、議決権の電子行使を可能にする環境作りや招集通知の英訳は行っておりません。今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家等の比率が相当程度（20%程度以上）となった場合には、議決権の電子行使を可能にする環境作りや招集通知の英訳を行う予定であります。

（補充原則1-2-5）
当社は、実質株主を特定することが困難であることから、株主名簿上に記載されている者が株主総会における議決権を有していると考えております。そのため、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことを原則認めておりません。今後につきましては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、株主総会への出席に関して検討していきたいと考えております。

（補充原則2-4-1）
当社は、中核人材の登用及び育成における多様性の確保に努めており、その重要性を認識しております。今後、具体的な目標及び方針の策定を検討してまいります。

（補充原則3-1-2）
当社の株主における海外投資家等の比率は極めて低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、当社の株主における海外投資家等の比率が相当程度（20%程度以上）となった場合には、英語での情報の開示・提供を行う予定であります。

（補充原則4-1-3）
取締役会は、後継者計画を重大な課題と認識しておりますが、現時点では明確に定めておりません。今後、取締役会を通じて具体的な方針・計画について検討してまいります。

（補充原則4-2-1）
各取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内のもと、役職に応じて定められた基本報酬をベースに各事業年度の業績を勘案のうえ、設定しております。中長期的な業績連動報酬や自社株報酬につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

（補充原則4-10-1）
当社は、独立社外取締役が2名となっており、取締役会の過半数に達していません。また、任意の諮問委員会の設置なども行っておりません。当社では経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化の必要性を認識しており、取締役会での代表取締役とのミーティングなどを通じて、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、社外取締役から適切な関与・助言を得ており、引き続き透明性確保に努めております。

（補充原則4-11-1）
取締役会は、取締役選任議案を審議する時点で、当社にとって最適な人選を行うこととしております。取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスについては、本報告書の末尾に掲載しております。なお、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者がおりませんが、社外取締役として経営に的確な助言を頂けることと必要な監督機能を期待でき、適切な業務遂行がなされるものと判断したことから、社外取締役として選任しております。

（補充原則4-11-3）
当社の取締役は、専門的知識と豊富な経験を有したもので構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。さらに、監査役会と外部会計監査人が密接に連絡を取ることにより、実効性のある監査体制を構築しており、取締役会としても、実効性確保のために機能の向上を図っております。なお、取締役会の実効性についての分析・評価結果については、今後開示することを検討してまいります。

（原則5-2）
当社は、5ヶ年の中期経営計画を策定し、売上・利益目標を設定しておりますが、資本コストを的確に把握した中期経営計画の開示につきましては、経営課題と認識しております。より具体的な内容となり、株主の皆様に対してご説明できるようになりました段階で開示を検討させていただきます。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

(原則1-4)
当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておらず、かつ短期間内に保有する予定が無いために当該原則を実施しておりません。該当事項が発生すると見込まれる場合には、当該原則を定め、公表してまいります。

(原則1-7)
当社は、当社役員や主要株主等と取引を行う場合は、一般のお客様と同一の条件で行うこととしております。当社役員や主要株主等との取引を行う場合は、収益性･重要性を案件ごとに取締役会で審議し、承認を得ることとしております。

(原則2-6)
現在当社では、企業年金制度は導入しておりませんので、年金運用の体制、運営に関する影響は特段ありません。

(原則3-1)
1.経営理念、経営戦略･経営計画
経営理念等は、当社webサイトの「トップメッセージ」、有価証券報告書の「第4　提出会社の状況　3.配当政策」で開示しております。
2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
有価証券報告書の「第4　提出会社の状況　4.コーポレート･ガバナンスの状況等」で開示しております。
3.経営陣幹部･取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
有価証券報告書の「第4　提出会社の状況　4.コーポレート･ガバナンスの状況等」で開示しております。
4.経営陣幹部の選解任と取締役･監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
株主総会招集ご通知に記載しております。
5.経営陣幹部の選解任と取締役･監査役候補の指名を行う際の個々の選解任･指名についての説明
株主総会招集ご通知に記載しております。

(補充原則3-1-3)
当社及び当社グループ会社は、住みやすく魅力的な街づくりや地域社会の活性化、安全で快適な車のある生活や音楽のある文化的な生活を提案することにより、人々に豊かさと幸福感をお届けし、人･社会･環境を大切にする経営により、すべてのステークホルダーから信頼され、社会に貢献できる企業となることで、持続可能な社会の実現と美しい地球環境の保全に努め、SDGsの目標の達成に貢献することをめざしていきます。
また、従業員の多様性を尊重し、健康で働きがいや成長への意欲が持てる職場環境を整備することにより、会社の豊かさと、従業員の経済的･心的な豊かさの実現も含めて、人的価値を最大限に引き出してまいります。

(補充原則4-1-1)
取締役会で決議すべき事項は、取締役会規則により定められております。また、経営陣に委ねる業務内容は経営会議規則において定めております。

(原則4-9)
当社は、独立社外取締役候補者を選定するにあたって、法令や金融商品取引所が定める独立性基準を完全に満たすことを候補者の要件としております。

(補充原則4-11-2)
当社の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任しているものはおりません。

(補充原則4-14-2)
当社では、新任の取締役･監査役に対して、就任時に担当責任者が現状や課題等を詳細に説明しております。また、外部セミナー等への参加など必要な知見を継続的に高めることが可能な体制をとっております。

(原則5-1)
当社は、株主からの対話の申込に対しては、適切な応対者が必要な対応を行うこととしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社バナーズ	4,061,561	20.07
株式会社エルガみらい研究所	3,230,600	15.96
みよし建設株式会社	1,048,300	5.18
株式会社ハイタッチ	917,000	4.53
シニア開発株式会社	771,000	3.81
有限会社昭和建材	615,800	3.04
小山　嵩夫	613,000	3.02
鈴木　義雄	443,000	2.18

川口　文三郎	428,100	2.11
株式会社ユートピア本庄早稲田	363,900	1.79

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※大株主の状況は2021年9月30日現在です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野　晴美	その他											
中田　研二	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　晴美	○	―――	企業経営についての充分な見識を有しており、社外取締役として当社の経営に的確な助言を頂けるとともに必要な監督機能を期待できるものと判断したからであります。また、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反の恐れがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
中田　研二		―――	税理士としての専門的な知識と経験を有しており、社外取締役として当社の経営に的確な助言を頂けるとともに必要な監督機能を期待できるものと判断したからであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、会計監査人による監査の都度監査に立ち会う他、必要に応じて適宜面談し、意見交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井　潔	他の会社の出身者													
南雲　素子	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井　潔		―――	その見識を生かし、社外監査役として多面的な視点から、客観的な意見をいただけるものと判断したものであります。
南雲　素子		―――	その見識を生かし、社外監査役として多面的な視点から、客観的な意見をいただけるものと判断したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の事業形態からしてそぐわないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
当社は2021年3月期において、取締役報酬10.2百万円(社外取締役を除く)、監査役報酬2.4百万円(社外監査役を除く)、社外役員報酬6.6百万円を支払っております。
なお、上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の専従スタッフにつきましては特に配置しておりません。また、取締役会の議案等につきましては、必要に応じて社外監査役宛に事前に説明しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

「監査役の機能強化に向けた取組状況」
監査役会は3名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役であります。社外監査役はいずれも当社並びに当社代表取締役となんらの特別の利害関係を有していない独立性の高い監査役であり、同時に財務・会計に関する知見を有する人材であります。また、それぞれの監査役は、必要に応じて随時、取締役及び会計監査人との意見交換を行い、業務執行の適正化に努めております。

「社外役員の独立性に関する考え方」
当社並びに当社代表取締役となんらの特別の利害関係を有していないことが、独立性を担保すると考えております。

「独立役員の確保の状況」
独立役員1名を確保しております。
当社並びに当社代表取締役となんらの特別の利害関係を有していないことにより指定いたしました。

(取締役会)
取締役会は6名の取締役で構成されており、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、取締役会の業務執行について適法性・妥当性を監査しております。

(監査役会)
監査役会は3名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役であります。また、それぞれの監査役は、必要に応じて随時、取締役及び会計監査人との意見交換を行い、業務執行の適正化に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由」
社外監査役は、会計監査人と相互に連携し、内部統制部門と随時連携して業務を遂行しております。また、社外取締役2名を選任しており、企業統治においては独立的見地から有効な監査機能が果たされることが重要と考えており、社外取締役及び社外監査役が経営への監査を実施することで、外部からの経営監視機能が十分機能する体制が整っていると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書の掲載をしております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)内部統制システムについての基本的な考え方
当社は、柔軟且つ効率的な組織体制の構築と、経営環境の変化や社会的な要請に迅速且つ的確に対応できる公正な経営体制の構築を目指すため、その内部統制システムの構築と経営管理体制の強化を図ってまいります。

(2)内部統制システムの整備状況
当社は、2006年5月19日開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針について決議いたしました。この基本方針は、コンプライアンス体制の確立を図る観点から、当社として直ちに取り組み可能なこと或いは比較的短期間で導入可能なことについて決議し、関連法案の制定改廃や社会情勢の推移等に応じ、会社の業務の適正を確保する観点から随時見直しを行い、必要な改正を行うこととしております。

(3)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのための社内体制を整備し、適切に対処することを基本方針とします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)対応統括部署
反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することとしております。

(2)外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力の排除に関して、総括部署を本社総務部として社内関係部門が組織的対応を行い、外部専門家との協力体制を構築しております。

(3)研修活動の実施状況
外部専門家の協力のもと、適時社内研修を実施しております。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

(1)情報開示に係る基本姿勢
当社は、金融商品取引法及び証券取引所の諸規則を遵守し、投資判断に影響を及ぼす事業活動や意思決定に関する情報を、株主及び投資家をはじめとするステークホルダーの方々に対し、公正かつ適時･適切な情報開示を行います。

(2)適時開示に係る体制
･役員（取締役･監査役）に対して、「適時開示規則上、開示が求められる会社情報」（東京証券取引所作成の会社情報適時開示ガイドブックより抜粋）を配布し、関係者が適時開示について理解の徹底を図るとともに、随時確認ができる体制を取っております。
･会社情報の適時開示に係る業務については総務部が行い、代表取締役社長の監督の下、総務部が当該業務を分掌しております。会社情報は総務部に集約され、全ての重要な情報について個々に東京証券取引所の適時開示規則等に照らし、適時開示の該当事項であるか否かの確認検証を行った上で、開示の判断を行っております。
･いかなる重要事実の開示においても、情報管理規定に基づき社内関係者に対する情報管理の徹底を図るとともに、内部者取引に係る情報として内部間取引管理規定に従って厳格に管理しております。

(3)適時開示にいたるプロセス
開示対象となる事項は、原則として取締役会にて決議し、速やかに公表します。 ただし発生事実の場合は、適時開示の重要性に鑑み速やかな公表を優先させるため、総務部の報告を踏まえた代表取締役社長の承認により開示を行い、取締役会にて事後の報告と承認を行う場合もあります。当社における会社情報の適時開示に関する社内体制を図により示します。

会社情報の適時開示に関する社内体制図

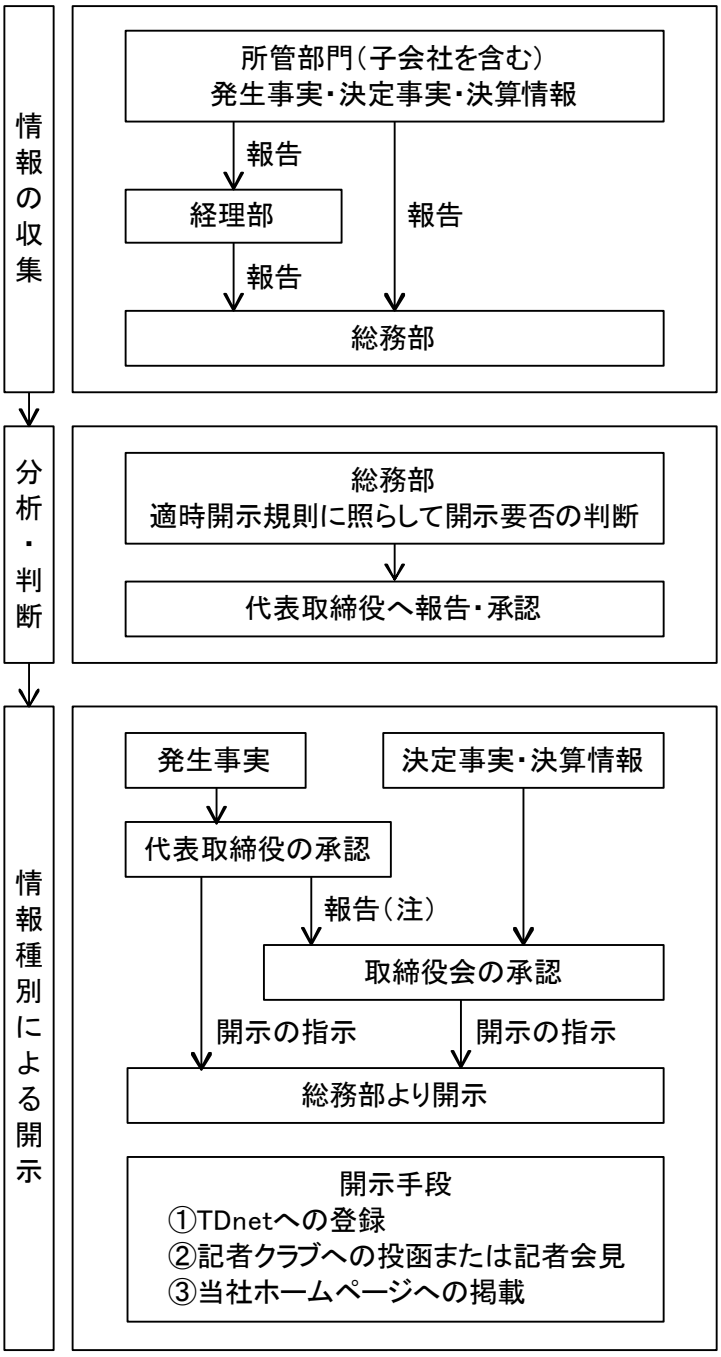

（注）発生事実の場合は、適時開示の重要性に鑑み、代表取締役の承認により開示を行い、取締役会へは事後報告を行う場合があります。

当社取締役及び監査役の有する主たる知識・経験・能力一覧表（スキル・マトリックス）

2021年12月現在

氏名	役職名	企業経営・経営戦略	法務・リスク管理	ESG・サステナビリティ	財務・会計	IT・デジタル	人事・労務・人材開発
小林　由佳	代表取締役社長	●		●			●
柴田　文徳	取締役	●	●				●
安藤　功	取締役			●	●	●	
萩森　弥郁夫	取締役	●		●		●	
小野　晴美	社外取締役			●			●
中田　研二	社外取締役		●		●	●	
田宮　智子	常勤監査役	●	●		●		
今井　潔	社外監査役	●	●		●		
南雲　素子	社外監査役			●	●		

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

以上